

線状降水帯予測精度向上ワーキンググループ運営要領

令和 2 年 12 月 23 日制定

令和 5 年 6 月 1 日改正

令和 2 年 7 月豪雨では九州をはじめ各地で大雨による甚大な災害が発生し、特に線状降水帯の予測精度に係わる課題が顕著であった。それを踏まえ、気象庁は、線状降水帯に関する最新の研究の知見を取り入れて、線状降水帯予測精度向上に資することを目的として、下記により線状降水帯予測精度向上ワーキンググループ（以下、「線状降水帯 WG」という。）を開催する。

記

（任務）

- 1 線状降水帯 WG の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 線状降水帯の予測精度向上に関する計画、進捗及び検証の技術的な検討及び助言
 - (2) 防災行動支援に資する線状降水帯に関するプロダクト・情報の作成に係わる技術的な検討及び助言
 - (3) 線状降水帯の予測精度向上に向けた技術開発における産学官連携の検討

（構成）

- 2 線状降水帯 WG は、大学や研究機関等の専門家及び気象庁出席者を委員として、最大 15 名程度で構成する。

（委嘱及び任期）

- 3 委員は、気象庁長官が委嘱する。任期は、原則として 2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

（主査）

- 4 線状降水帯 WG に主査を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 5 主査は、線状降水帯 WG の議事運営を行う。

（招集）

- 6 線状降水帯 WG は、主査の要請に基づいて気象庁長官が招集する。
- 7 主査は、線状降水帯 WG の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものの参加を求めることができる。

（庶務）

- 8 線状降水帯 WG の庶務は総務部企画課技術開発推進室が処理する。

（細目的事項）

- 9 この要領に定めるもののほか、線状降水帯 WG の議事運営に関わる事項は、主査の同意を得て総務部企画課技術開発推進室長が定める。

（付則）(令和 2 年 12 月 23 日 気企第 134 号)

本運営要領は、令和 2 年 12 月 23 日から実施する。

（付則）(令和 5 年 6 月 1 日 気企第 38 号)

本運営要領は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。